

令和3年度
事業計画書

社会福祉法人 碧水会
総合福祉施設らふらんす大江

目 次

総合福祉施設らふるんす大江	-----	1
1. 特別養護老人ホーム	-----	6
2. 老人短期入所事業所	-----	10
3. 老人デイサービス事業所	-----	13
4. 訪問介護事業所	-----	16
5. ケアハウス	-----	19
6. 居宅介護支援事業所	-----	20
7. 障害者入所施設	-----	23
8. 障害者通所事業所	-----	27
9. 居宅介護事業所	-----	30
10. 特定相談支援事業所	-----	32
11. 食 事 提 供	-----	34

令和3年度 総合福祉施設らふらんす大江事業計画

はじめに

一昨年、新型コロナウイルスが中国で確認されてから、瞬く間に世界中に蔓延し、国内においても未だ収束が見通せない状況にあります。

このため、当施設にウイルスを持ち込まないよう、感染防止対策（体温測定、マスクの着用、手指消毒、リモート面会等）を実施しており、利用者及びご家族の皆様にはご不便をおかけしておりますが、ご理解を賜りたいと存じます。4月からは、高齢者を対象にワクチン接種が始まる予定ですが、引き続き感染防止対策を徹底してまいります。

さて、総合福祉施設らふらんす大江は、利用者本位の介護福祉サービスを提供することにより、地域の皆様の安心と信頼を得られる施設運営に努め、今年で24年目を迎えました。

地域における要支援者及び要介護者への介護福祉サービスの拠点施設として、在宅での生活を支援するとともに、施設サービスについては中重度の要介護者を支える役割を担ってきました。

現在、当法人は、特別養護老人ホームをはじめ、複数の事業所を運営しておりますが、町人口の減少が続き、高齢者人口も減少に転じたことから、今後も安定的に経営できるよう、各事業所のあり方について検討を進めます。また、随時、各種業務の見直しを行うとともに、人材確保に努め、専門性を発揮した介護福祉サービスを提供していきます。

高齢者の施設・事業所の利用状況をみると、90歳以上の方の利用が増えており、医療ニーズを併せ持つ利用者への対応が求められています。そのため、医療部門と連携して、日常の健康管理を徹底し、利用者の生活援助の充実と介護体制強化を推進します。

また、利用者へのサービスの質・量の確保はもとより、終末期支援のニーズも高まってきていることから、看取り介護の体制強化に努めます。

障害者の施設・事業所については、利用者の意思決定支援、権利擁護を図るとともに、利用者の重度化・加齢化に伴い、生活能力・身体機能の維持が難しくなっていることから、日常における観察を強化し、また医療機関と連携することにより健康管理に努め、支援サービスの充実を図ります。

総合福祉施設らふらんす大江は、これからも利用者の安心と満足を得られる介護福祉サービスの提供を目標とし、すべての職員が同じ目標に向かって業務を遂行するという理念のもと、利用者の自立支援に取り組みます。

なお、当法人は、これまで施設建物及び機械設備等の老朽化に対応し、計画的に修繕及び更新を行ってきました。今後も、先に策定した社会福祉充実計画に基づき、施設建物及び機械設備等の整備に努めます。

I 運営方針

1. 総合福祉施設らふらんす大江の基本理念を踏まえ、関係機関との連携と協調を図り、地域の拠点福祉施設として、社会福祉のニーズを的確に把握し、施設機能の強化に努めるとともに、高齢者や障害者の皆さんが安心して利用できる施設づくりと福祉サービスの充実に努め、信頼される施設運営を目指します。
2. 利用者への支援サービスの提供にあたっては、職員倫理綱領を遵守し、人間としての尊厳、人権の擁護、虐待の防止を支援サービスの基本姿勢として、利用者の立場に立った安全で安心できる支援サービスの提供に努めます。
3. 利用者へより質の高いサービスを提供するため、職場内研修や派遣研修を実施するとともに、職員の福祉関連資格の取得を推進します。また、利用者の状況に基づく個別支援計画に配慮した業務の見直しを行い、業務体制の充実に努めます。
4. 利用者の介護事故の防止及び感染症等の予防に努めるとともに、発生時には適切に対応します。また、介護事故等の報告書により原因の分析を行い、事故の再発防止に努めるとともに、感染症予防対策マニュアルの徹底と利用者の健康管理の強化を図ります。
5. 安定した施設経営を行うため、業務体制の充実と専門職の活用によって介護報酬加算の取得を推進し、また施設の利用率の向上に努めて収入の確保を図ります。加えて、計画的で効率的な予算執行により、財務管理の適正化に取り組みます。
6. 施設建物及び機械設備等の老朽化に対応するための整備について、施設運営検討委員会の協議の結果を踏まえて、短期及び中長期的な整備計画を策定し、年次計画により順次、施設建物の修繕及び機械設備の更新を進めます。

Ⅱ 事業内容

1. 施設の管理運営

- (1) 施設運営においては、施設及び事業所の利用率の向上、並びに業務体制の充実と専門職の活用により介護報酬加算の取得を図り、収入の確保に努めます。一方で、施設建物及び機械設備等の維持補修・更新の計画的な実施や入札等による経費の節減により、支出の抑制を図り、効率的・効果的な予算管理を行い、財務管理の適正化に努めます。
- (2) 事務処理にあたっては、介護保険法及び障害者総合支援法等の関係法令・通知等を遵守するとともに、法人の定める規程に基づき、適正な執行と透明性の確保に努めます。また、サービス記録業務の効率化と迅速化を図ります。
- (3) 施設建物及び機械設備等の維持補修及び更新にあたっては、短期及び中長期的な整備計画に基づく年次計画により、安全で快適な施設環境の維持に努めます。

(4) 各事業所の予算の執行状況を随時把握し、適切な財務運営に努めます。

2. 自立・自活への支援

- (1) 利用者がその有する能力を活用することにより、自立した生活ができるように、生活能力の維持と社会生活への適応力の向上を目指し、心身の状況に応じた支援に努めます。
- (2) 利用者へのより質の高い支援サービスを提供するため、提供しているサービスの自己点検を行い、サービス内容及び業務体制を見直し、改善を図ります。
- (3) 利用者の高齢化と重度化に対応するため、排泄の自立支援、認知症ケア、看取りケア及び口腔ケア等、介護の専門性を高め、科学的介護の実践・推進に取り組みます。
- (4) 利用者の個別支援計画に基づいた支援サービスの提供にあたっては、定期的に支援サービスのあり方の見直しを行い、利用者一人ひとりの身体的・精神的状況に対応した安全で安心のある支援サービスに努めます。

3. 健康管理及び感染症対策

- (1) 利用者の精神的・身体的変化を見逃さないように、日常における健康チェックを強化し、健康の維持と疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、嘱託医師及び関係医療機関の協力を得ながら、適切な健康管理を行います。また、利用者の日常的な通院援助、診察や治療のほか、定期健康診断を実施します。
- (2) 安全管理実施要綱による感染症対策マニュアルに基づき、ノロウイルスによる感染性胃腸炎及びインフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症の予防と、発生時には拡大防止対策の強化に努めます。また、衛生教育などの啓発活動による衛生管理意識の高揚を図ります。
- (3) 建物内外の日常的な清掃や年間計画に基づく定期的な清掃を実施し、常に衛生的で快適な生活環境の確保を図ります。

4. 豊かな食事の提供

- (1) 利用者への食事提供は、重要な生活支援サービスであり、栄養ケア・マネジメントの考え方に基づく利用者への栄養管理や指導を行うとともに、利用者の健康と嗜好を考えたバランスの取れた献立の作成に努めます。また、利用者の身体的・精神的な状況や摂食状況を考慮した形態による食事を提供します。
- (2) 嗜好調査等に基づき、行事食や季節感のある食事のほか、選択食・希望食など、利用者を楽しんでいただける食事サービスを提供するとともに、適時適温による食事の提供に努めます。
- (3) 加齢や疾病等による嚥下機能の低下減退、あるいは障害がある利用者への食事の提供にあたっては、給食部門及び医務部門、介護部門（支援部門）との密接な連携のもとに、利用者への栄養管理と指導を行います。

5. 施設整備及び機械設備等の維持管理

- (1) 利用者が安心して快適に生活ができるよう、建物及び施設設備の安全性と機能の維

持に努めます。なお、給湯設備や冷暖房設備、電気設備、防災設備、浄化槽等の機械設備の維持管理にあたっては、関係法令等に定められた点検のほか、計画的に自主点検と保守管理を行います。

- (2) 今年度の施設設備の整備の主なものとしては、受水槽の更新、障害者通所事業所の園芸ハウス内外整備、自動ドア装置（障害者棟、ケアハウス）の交換及び施設外壁の修繕工事を行います。また、厨房設備（冷凍冷蔵庫、ガス炊飯器、配膳車）、ベッド、エアーマット、製氷機、液晶テレビ、シャワーチェア等を更新します。

6. 事故防止と安全対策

- (1) 年間防災計画に基づき、西村山広域行政事務組合消防署大江分署及び大江町消防団による指導と協力を得て、総合防災訓練を実施するとともに、地域防災協力会との協力体制の維持と充実を図ります。
- (2) 施設の防災設備は、定期的に専門業者による総合点検・機能点検を実施し、適切に作動するよう維持します。また、利用者への啓発活動を行ない、防災思想の高揚と避難体制の強化に努めるとともに、災害発生時における非常連絡体制及び初動体制の強化を図ります。
- (3) 生活環境の定期的・計画的な点検と整備を実施し、災害に強い施設づくりを目指すとともに、定期的な巡回による危険箇所の有無の確認を行い、災害の未然防止と建物の保全に努めます。
- (4) 利用者及び職員の事故防止に努めるとともに、事故や災害時には職種間の連携により適切・迅速に対応します。なお、事故やヒヤリ・ハットの報告書に基づき、事故の発生原因の分析を行い、再発防止に努めます。
- (5) 交通法規の遵守を徹底し、利用者の送迎時及び職員の通勤時等における交通事故の防止に努めます。
- (6) 火災又は震災等の災害が発生した場合、被災していない施設による被災施設入所者の受け入れや応援職員の派遣等、相互の応援を円滑に行うために必要な「災害時施設相互応援協定」のもと、村山地区をはじめ、県内の特別養護老人ホーム間の連携に努めます。

7. 権利擁護の推進

利用者の人権の尊重、体罰の禁止及びプライバシーの保護等の福祉サービスの基本的理念に基づいた「総合福祉施設らふらんす大江職員倫理綱領」を遵守し、利用者の主体性を尊重した支援サービスに努めます。

8. 地域貢献の取組み

- (1) 地域における社会資源としての当施設の専門的支援機能を活かし、在宅の介護を要する高齢者ができる限り地域において生活が継続できるよう、居宅介護支援事業所を相談・支援の窓口として、在宅福祉サービスの提供に努めます。
- (2) 障害福祉サービスの利用を希望する障害者に対して、計画相談支援として、サービス利用計画の作成及び継続サービス利用支援、並びに基本相談支援等の相談事業を行います。また、関係市町、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連携により、相

談機能の充実と地域福祉の向上に努めます。

- (3) 地域における低所得者に対して、「社会福祉法人による利用者負担額軽減制度」により支援に努めます。これは、市町村民税非課税世帯で、年収が単身世帯で150万円以下であること等、市町村が生計困難であると認めた利用者に対して、申請により利用料の軽減を行うものです。
- (4) 大江町と社会福祉法人碧水会の協定により、地震、風水害等の災害が発生した場合、町の要請に基づいて、高齢者や障害者のほか、避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする方々のために、当施設を福祉避難所として開設し、運営します。
- (5) 介護福祉士や保育士等の福祉関係資格に必要な施設実習を受け入れ、福祉人材の育成に努めます。また、福祉の心を育む福祉教育の場として、小・中・高校生等の福祉体験学習や奉仕活動などを積極的に受け入れます。

9. 相談・苦情解決

各施設・事業所が提供するサービスに係る利用者、家族等からの苦情は、受付担当者や第三者委員を通じて積極的に受け入れ、その解決を図るために迅速かつ適切に対応し、より質の高いサービスの提供と信頼性の向上に努めます。

10. 情報の保護・開示

- (1) 利用者やその家族、並びに職員等に関する業務上知り得た個人情報、関係法令及び当法人が定める規程に基づいて処理し、利用者等から同意を得たもの以外はこれを他に提供いたしません。また、情報漏洩のないよう、周知徹底を図ります。
- (2) 介護及び支援サービスの透明性と質の確保に資するため、積極的にサービス情報を公表し、選ばれる福祉施設を目指します。

11. 活力ある職場づくり

- (1) 利用者へより質の高いサービスの提供を図るために、各施設・事業所での研修等を通じて、提供するサービスの改善や生活環境の向上に向けた見直しに努めます。
- (2) 総合福祉施設として、各施設・事業所の連携による一体的な施設運営を図って、信頼される良質なサービスの提供を目指した人的体制を構築し、活力ある職場づくりに努めます。

12. 職員の資質の向上

- (1) 福祉施設職員として必要な専門的知識と技術の修得、幅広い教養の醸成を促進するため、年間研修計画に基づき、外部の各種研修会への派遣や外部講師招聘による職場内研修を実施します。また、現場の実情に応じた人材の確保及び育成、並びに認知症ケアに携わる人材育成に努めます。
- (2) 利用者への支援サービスにあたっては、職員倫理綱領を遵守し、人間としての尊厳、人権の擁護、虐待の防止を支援サービスの基本姿勢として、福祉施設職員としての職業倫理の確立に努めます。

1. 特別養護老人ホーム

I 運営方針

介護保険制度の下、高齢者福祉サービスの事業者の多様化が進む中、社会福祉法人の果たすべき役割を十分認識し、より時代の要請に合った質の高いサービスを提供する施設として、らふらんす大江の基本理念を基に、地域社会に開かれ、かつ安定した施設運営の実現に努めます。

サービスの安全を最優先に捉え、介護環境を整えることと介護技術の向上により、介護事故の低減、さらには虐待につながる要因の排除を徹底していきます。また、全国的に介護人材不足が慢性的にあり、多様な人材が働くことができるよう業務の細分化とそれらをオペレーションできるリーダーの育成を進めることで、業務の柔軟性と安定性を高めていきます。さらに、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築します。

II 今年度の重点事項

職員の負担軽減を図りながら介護業務の効率化と省力化を行ない、利用者の満足度の高いサービス提供に努めます。

1. 排泄ケアの自立に向けて

利用者の身体状況をしっかりアセスメントし、どのような排泄が出来るかを検討し利用者の持っている力を最大限利用し、排泄の自立に向けた排泄ケアを実施します。

2. 看取り介護について

利用者の重度化及び終末期に伴う医療ニーズに対応するため、夜間における看護師との連絡・対応の体制を確保します。なお、終末期の介護・看護においては、医療機関との連携により、利用者の苦痛や不安の緩和に努め、安らかで、尊厳ある最期を迎えられるよう支援します。

3. 余暇活動の充実と潤いのある日常生活の提供

(1)、感染予防に努めつつ、季節感と日常生活に潤いを与える行事として、団子木飾り、節分、ひな祭り等の季節に合わせた行事等を実施します。

(2) 日常生活の中で、内容の充実を図りながら楽しく参加できるレクリエーションや体操を企画し実施します。

(3) 地域ボランティアや地域の人との交流の場の創設に努めます。

4. 介護力向上を目指した研修の実施

(1) 新規採用職員の新人教育を実施し、基本的な介護技術の習得を図ります。

- (2) 職場内研修を通じた介護技術の向上を目指します。
- (3) 認知症ケア、看取り等の外部研修会への参加を通して介護技術の向上を図ります。
- (4) 各委員会及びフロアごとによる研究発表への取り組みを行い、知識・技術の向上を図ります。

Ⅲ 支援内容

1. ケアプランに基づいた生活支援

利用者の生活歴、要望・家族の意向及び利用者の解決すべき課題の把握に努め、カンファレンスとモニタリングによる定期的な見直しを行ない、利用者が自分らしく生きがいや楽しみのある生活が出来るよう援助します。また、利用者の援助に当たっては、利用者に対する説明・受容・傾聴により利用者自ら選択した自己決定を尊重し、利用者の自立支援に向けた援助に努めます。

(1) 個別対応の重視

一人ひとりの人権とプライバシーを尊重し、利用者の生活の質を高めるとともに、地域との交流の推進に努めます。

(2) 生活支援サービスの充実

利用者の心身の状況や本人の意向を尊重し、食事介助、入浴介助、排泄援助等生活支援サービスを提供します。

① 食事介助

利用者が食事時間を楽しく過ごせるように留意しながら介助を行ないます。

② 入浴介助

更衣や入浴中のプライバシーを確保するとともに、くつろいだ雰囲気の中で入浴できるような支援をします。週2回入浴出来る体制を確保し、体調不良や病気等で入浴できない利用者には適宜清拭を行ない、清潔の保持に努めます。

③ 排泄介助

排泄の間隔、量及び動作能力や身体状況等の把握を行ない、利用者個々人に合わせた個別対応により、排泄の自立に向けた援助に努めます。

2. 安心・安全・快適な生活環境の整備

利用者一人ひとりが安心して生活できるよう、転倒防止、設備・備品等の定期的な点検等の安全管理を行なうとともに、物品の整理整頓及び介護機器等の十分なメンテナンス等の環境整備に努めます。

① 居室担当者による定期的な整理整頓を実施します。

② 生活安全委員会による定期的な安全設備点検を実施します。

③ 車椅子・食堂の椅子の定期確認を行ないます。

3. 身体拘束禁止及び虐待防止の推進

- (1) 身体拘束禁止及び虐待防止に関する取扱要綱に基づき、利用者の人権を尊重し、安心・安全な援助と介護を行なうために、利用者の身体的拘束及び虐待のない介護に努めます。

- (2) 利用者の生命または身体を保護するため、家族の承諾に基づく身体拘束のケースであっては、常時経過観察を行ない家族と共に協議する等、身体拘束の禁止及び虐待防止に向けた取り組みを推進します。
- (3) 身体拘束禁止の推進に向けた定期的な会議や研修等を実施します。

4. 健康管理

- (1) 利用者一人ひとりが心身ともに健康で充実した日常生活を送れるように、利用者個々の状態変化の把握に努めます。また、利用者の身体的・精神的状況に変化が見られた時は嘱託医師や協力医療機関との連携のもと適切に対応します。
- (2) 利用者の清潔の保持に加え、定期的な体位変換や減圧により褥瘡の予防に努めます。

5. 栄養マネジメント

多職種連携し、利用者個々の身体状況・咀嚼力・嚥下機能を考慮した食事形態での提供に努めます。また、出来る限り離床していただき、食事環境の工夫により自分で食べることを大切にします。

食事療法を必要とする利用者へは、医師の指示のもと適切な栄養管理に努め、食事を提供します。

6. 機能訓練

作業療法士による利用者個々の状態に応じた機能訓練や、介護員等を含めた日常生活の中での動きを通じた機能訓練を実施し、生活機能の維持、改善に努めます。レクリエーション、体操、季節ごとの行事等を行ない、楽しみやその人らしい生き生きとした生活を送れるよう援助します。

また、利用者個々の状態に合わせて、臥床時や車椅子時などの姿勢や体位の調整にて、褥瘡や拘縮の予防を図り、日常生活の動作が行ないやすいように支援します。

7. 感染症対策

感染症対策マニュアルによる対策を徹底し、日々の感染予防に努めます。感染症発症時においては、感染拡大防止対応の体制を強化し、利用者の安全確保に努めます。また、定期的に研修を行い、対応できる体制を作ります。

8. ボランティアの積極的受け入れ

利用者の生活に潤いを持っていただけるよう施設行事にとどまらず、幅広いボランティアを受け入れることを通して地域との交流を促進し、日常生活の活性化を図ります。

9. 利用者の権利擁護

利用者の権利擁護を図るため、職員倫理綱領を遵守し、プライバシーの保護に努めるとともに、地域権利擁護事業及び成年後見制度の周知と利用を推進します。

10. 相談・苦情の対応

家族・利用者からの相談、苦情に対しては、苦情解決規程に則り迅速に対応し、より良い介護サービスの提供と信頼の向上に努めます。

1 1. 個人情報の保護

利用者及び家族に関する業務上知り得た個人情報は、利用者及び家族から同意を得たもの以外は他に提供しません。また、情報漏えいしないよう周知徹底します。

1 2. 情報の開示

情報開示制度により広報誌・施設内掲示・ホームページ等の利用により、介護サービス情報を公開し、選ばれる施設を目指します。

1 3. 家族との連携

- (1) 家族との連携・協力により利用者を支える体制の強化に努めます。
- (2) 利用者の心身等の状態変化時は随時家族に連絡するとともに、日常生活の様子については月1回発行の「らふらんす通信」にてお知らせします。
- (3) 利用者と家族が交流できる機会の確保に努めます。

2. 老人短期入所事業所

I 運営方針

地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所との連携を図り、在宅で生活している介護を必要とする高齢者に対し、短期入所サービスを利用した入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練等のサービスを提供することにより、心身機能の維持と利用者家族の身体及び精神的負担の軽減を図ります。また、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活が継続できるよう支援します。

II 今年度の重点事項

特別養護老人ホームとの一体化運営の充実と介護業務の効率化に努めるとともに、利用者により満足度の高いサービス提供に努めます。また、利用者が安心して利用できるよう、職員の専門職としての資質向上に努めます。

III 支援内容

1. 介護サービス計画の作成と実施

- (1) 利用者への介護サービス提供にあたっては、居宅介護サービス計画等に基づき、利用者個々の状況に即した介護サービス計画を作成し、利用者のニーズに応えられるよう努めます。
- (2) 利用者の支援にあたっては、利用者自らの意思による判断・選択等の決定を尊重し、利用者個々の生活リズムによる自立した生活が送れるよう支援します。

2. 食事介助

利用者個々の栄養状態や摂取機能に配慮した食事を提供します。また、安全に食事ができるよう食卓の環境を整えるとともに、できる限り離床していただくよう支援します。

3. 排泄介助

利用者個々の排泄パターンや動作能力を把握し、適切な排泄援助に努めます。また、プライバシーに留意し援助します。

4. 清潔の保持

- (1) 利用者が常に清潔を保って生活できるよう、洗顔・整髪・更衣・入浴等を支援します。
なお、利用者の健康状態の理由等で入浴できない場合は、清拭等により清潔の保持に努めます。
- (2) 口腔ケアの実施により、誤嚥性肺炎の防止や食欲増進につながるよう援助します。

5. 余暇活動

利用期間中において、レクリエーション、体操、季節ごとの行事等を行ない、楽しみやその人らしい生き生きとした生活が送れるよう援助します。

6. 健康管理

利用者の健康状態を把握するため、施設と家族間の連絡を密にするとともに、身体の状態観察により体調変化の早期発見に努めます。また、利用者の身体的・精神的状況に変化が見られた時は、かかりつけ医師や担当ケアマネジャーとの連携のもと適切に対応します。

7. 褥瘡の予防

利用者の皮膚の観察と清潔の保持、定期的な体位変換やエアーマット・低反発マット等による除圧・減圧により、褥瘡の予防に努めます。

8. 生活環境の整備

利用者一人ひとりが安心して穏やかに施設利用ができるよう、環境整備に努めます。

また、居室はプライバシーに配慮し、家庭に近い環境を基本として定期的に整理整頓を行ないます。

9. 感染症対策

感染対策マニュアルによる対策を徹底し、感染症等の未然防止に努め、発症時には拡大防止対策を強化するとともに迅速に対応し、利用者の安全の確保に努めます。また、定期的に感染症に対する研修を行い、適切に対応できる体制を作ります。

10. 介護事故の防止と安全対策

(1) 利用者の事故等について未然に防止するよう努めるとともに、事故発生時においては速やかに適切な対応を行ないます。なお、事故原因の分析と対策により再発防止に努めます。

(2) 消防計画に基づき年2回の避難訓練を実施し、災害発生時における迅速な対応と利用者の安全の確保に努めます。

(3) 利用者の送迎は、介護サービス計画に基づき、利用者の身体機能と健康状態に合わせて車椅子やストレッチャーを利用するなど、安全な送迎に努めます。

11. 利用者の権利擁護

利用者の権利擁護を図るため、職員倫理綱領を遵守しプライバシーの保護に努めます。

12. 身体的拘束禁止及び虐待防止の推進

(1) 高齢者虐待防止法を遵守し、生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束等の利用者の行動を制限する行為を行ないません。

(2) 身体的拘束禁止に向けた研修等を実施します。

13. 相談・苦情の対応

利用者や家族からの相談・苦情に対しては、苦情解決規程により迅速に対応し、より良い介護サービスの提供と信頼の向上に努めます。

14. 個人情報の保護

利用者及び家族に関する業務上知り得た個人情報は、利用者及び家族から同意を得たもの以外は他に提供しません。また、漏らすことのないよう周知徹底します。

15. 情報の開示

情報開示制度に基づき、広報誌・施設内掲示・ホームページ等を活用することにより、介護サービス情報を公開し、選ばれる施設を目指します。

16. 家族との連携

利用者の日常の状態の様子や変化等について、随時家族に報告することにより、利用者及び家族との信頼関係づくりに努めます。

17. 関係機関との連携

県・市町・広域等の行政機関との連携を図るとともに、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・医療機関との連携強化に努めます。

18. 職員の資質向上

- (1) 外部研修の参加や内部研修により、福祉職員としての専門知識・技術の習得に努めます。
- (2) 職員倫理綱領を遵守し、誇りと責任を持って利用者のサービス提供にあたります。

3. 老人デイサービス事業所

I 運営方針

在宅で生活する介護を有する高齢者が、その能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、入浴・排泄・食事等の必要な援助と心身機能の維持に向けた機能訓練やレクリエーション等を行ない、利用者の社会的孤立感の解消に努めます。また、家族介護者の心身の負担軽減に役立てるよう、より良いサービスを提供します。

II 支援内容

1. 支援サービス計画

- (1) ケアプランに沿った各個人の通所介護計画書を作成します。
- (2) 通所介護計画書や支援計画書の定期的な見直しと評価を行ない、その利用者の行動能力の向上や心身の安定が図られるよう介護サービスを提供します。
- (3) 利用者の支援にあたっては、各専門職との連携を図り利用者のより良い支援に努めるとともに、常に温かい心で接し朗らかで心地良いサービス空間づくりに努めます。

2. 食事の提供

- (1) 適時適温の食事の提供に努めるとともに、月1回の季節感あふれる行事食を提供し、より楽しい食事ができるように心掛けます。
- (2) 調理や盛り付け時等の衛生管理に十分注意を払い、食中毒防止の徹底を図ります。また、利用者の健康状態や食事摂取状態の把握に努め、看護師と栄養士の連携のもとに利用者個々に合った食事形態で提供します。
- (3) 午後のおやつには、季節のお菓子や飲み物選択、手作りおやつ等の楽しみが持てるサービスを提供します。

3. 入浴介助

- (1) 事故防止には細心の注意を払うとともに、プライバシーに配慮した入浴に心掛けます。また、利用者個々に合った入浴方法・用具等を選び、安心・安全に留意して快適な入浴の提供に努めます。
- (2) 入浴によるリハビリ効果と心身のリフレッシュ、健康増進に心掛けます。また、毎月1回のお楽しみ風呂の実施や浴室の壁面装飾によって、季節感を味わえるよう努めます。

4. 排泄支援

利用者の排泄状況を把握し、プライバシーに配慮しながら快適に排泄が行なえる環境づくりに努めるとともに、適切な援助を行ないます。

5. 生活支援

- (1) 利用者の身体状況を観察し、体調に合わせた配慮を行なうとともに、適度な休養ができる環境づくりに努めます。
- (2) 個別支援として、趣味活動・レクリエーション活動・日常会話を通して、充実した1日が送られるよう援助します。
- (3) 利用者や家族からの生活・医療・福祉等の相談に応じ、関係機関との連絡・調整を密に行ない、利用者の心身の安定に努めます。
- (4) 集団支援として、利用者がお互いに集団の中で楽しく会話を交わし、日々の生活に張り合いが持てるよう援助します。

6. 日常動作訓練

- (1) 利用者の心身の状態に合わせ、誰もが楽しめるレクリエーション活動やリハビリ効果のあるレクリエーションを計画します。また、集団によるプラス効果を活かし、利用者の能力を引き出すよう支援します。
- (2) 認知症やその他の理由で参加が難しい利用者には、参加しやすい雰囲気づくりや活動内容を工夫するなど、一緒に参加できるよう配慮します。

7. 健康チェック

- (1) 利用の際にバイタルチェックの実施と、月1回の体重測定を行ない、利用者の健康状態の把握に努めます。
- (2) 利用にあたっては、利用者の家族と連絡帳や電話等で情報交換を行ないます。

8. 機能訓練

午前や入浴前後の時間に、心身機能の維持と増進のため機能訓練を実施します。

- (1) 集団での機能訓練として、朝の会終了後に、声を合わせての歌唱及び機能訓練指導員の指導のもとで「ズンドコ体操」を実施します。
- (2) 個別の機能訓練としては、ケアプランをもとに利用者の心身のレベルを考慮して、個別的な目標に基づいてプログラムを計画し実施します。また、作業療法士の指導のもとに、機能訓練指導員が定期的な評価と見直しを行ないます。

9. 送迎

- (1) リフト付（車椅子用）バスと軽自動車で、自宅と施設間を送迎します。その際、安全運転を励行するとともにバス乗降時の事故防止に努め、車内での利用者の様子に配慮します。
- (2) 送迎中における体調不良等の緊急時には、無線で施設と連絡をとりながら、緊急対応マニュアルに従い対応します。

10. 身体拘束禁止及び虐待防止の推進

「身体拘束等禁止及び利用者の虐待防止に関する取扱要綱」に基づき、利用者の人権を尊重し、安心・安全な援助と介護を行うため、利用者の身体拘束及び虐待のない介護に努めます。

1 1. 感染症対策

- (1) 感染対策マニュアルによる予防対策を徹底し、家族との連絡を密にしてノロウイルスによる感染性胃腸炎やインフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症予防に努め、利用者の安全確保を図ります。
- (2) 利用者の日中活動で手づくりおやつ等を実施する際には、衛生管理に十分注意を払い食中毒の防止に努めます。

1 2. ボランティアの受け入れ

行事のみにとどまらず幅広くボランティアを受け入れ、利用者の楽しみや活力づくり、地域との交流促進を図ります。

1 3. 相談・苦情の対応

利用者や家族からの相談・苦情に対しては、苦情解決規定により迅速に対応します。

1 4. 個人情報の保護

利用者及び家族に関する業務上知り得た個人情報は、利用者や家族の同意を得たものの以外は他に提供しません。

1 5. 情報の開示

情報開示制度に基づき、広報誌・施設内掲示・ホームページ等を活用することにより介護サービス情報を公開します。

1 6. 事故防止と安全対策

利用者の事故等の未然防止に努めるとともに、事故発生時には適切に対応します。また、事故やヒヤリ・ハットの報告書に基づき、事故原因の分析と防止対策を行ない再発防止に努めます。

1 7. 家庭との連絡

利用者の利用日の様子や家庭での心身の状況等について、送迎時や連絡帳・電話等により情報交換を行ない、家庭との連携強化に努めます。

1 8. 職員の資質の向上

- (1) 福祉施設職員として必要な専門的知識と技術の習得を図るため、外部研修への参加や内部研修を実施します。
- (2) 職員倫理綱領を遵守し、利用者の人間としての尊厳と基本的人権に配慮したサービスの提供に努めます。

4. 訪問介護事業所

I 運営方針

利用者の心身の状況・特性を踏まえて、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他必要な日常生活上の援助を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、自立に向けての援助並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減に努めます。また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

II 支援内容

1. 訪問介護

(1) 身体介護

居宅サービス計画等に基づき、居宅において行う入浴、排泄及び食事等の介護を行います。

(2) 生活援助

居宅サービス計画等に基づき、居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の日常生活の援助を行います。

2. 衛生管理

感染対策マニュアルの徹底により、ノロウイルスによる感染性胃腸炎やインフルエンザ等の感染症の未然防止を図るとともに、感染症の発生時においては予防対策の強化を図り、利用者への感染拡大の防止に努めます。

3. 事故防止と安全対策

利用者の事故等の未然防止のための教育を実施します。また、災害や事故、利用者の急変時には適切に対応するとともに、事故報告やヒヤリ・ハット等の原因や発生状況等の検証分析と防止対策により再発防止に努めます。

4. 利用者の権利擁護

利用者が自立した生活を送られるよう、職員倫理綱領を遵守し、人権の尊重、プライバシーの保護に努めます。

5. 個人情報保護

利用者及び家族に関する業務上知り得た個人情報は、法人が定める規程及び関係法令に基づいて処理し、利用者及び家族から同意を得たもの以外は他に提供しません。また、

漏らすことのないよう周知徹底します。

6. 苦情解決

利用者や家族からの苦情・要望については、真摯に受け止め迅速に対応し、より良いサービスの提供と信頼の向上に努めます。

7. 関係期間及び家族との連携

県、市町村及び他の介護福祉事業者等との連絡を密にしながら、利用者の状況を把握し、家族との共通理解と連携の強化に努めます。

8. 職員の資質の向上

外部研修会への派遣や職場内研修を実施し、多様な福祉ニーズに対応できるよう専門知識や技能の研鑽に努めます。

5. ケアハウス

I 運営方針

1. 入居者の自主性の尊重と自立生活の維持を基本として、健康・安心・安全で居心地のよい住環境を提供するとともに、入居者同士の主体的な活動や地域における季節の行事を取り入れるなど、入居者が明るく豊かな心で過ごせるよう施設運営に努めます。
2. 入居者の加齢化に伴い、心身機能の状態の低下が顕著になってきていることから、介護予防への取り組みや入居者個々の状態の変化に応じた健康管理の支援、生活相談、在宅サービスの利用、施設機能の活用などを通じて、良質なサービスの充実を図るとともに、可能な限り自立した生活が継続できるよう支援します。
3. 入居者が精神面や身体面において、明るく心穏やかな生活ができるよう各種相談サービスの充実や各部署との連携に努め、入居者がいつまでも自分らしく快適で安心な暮らしができるよう支援します。

II 支援内容

1. 個別援助

入居者が自立生活を維持継続できるように、入居者個々人の生活歴、日常生活態様、心身状態を把握し、生活相談や看護師による健康管理など入居者個々の生活機能の維持向上を目指した支援に努めます。

2. 自主性の尊重

入居者の豊富な体験や趣味を生かせる余暇活動の機会を提供するとともに、日本の文化・風習・芸術を大切にし、四季の移り変わりを感じる事ができる行事の実施や、入居者の主体的な活動(いきいきくらぶ・けあくらぶ・音楽教室・行事の企画など)を通して、介護予防と入居者の生活の広がりや充実を図れるよう支援します。

3. 食 事

入居者の心身の状況に合わせた食事内容とともに、入居者同士が楽しく食事ができる雰囲気づくりに努め、季節感のある食事を提供します。

4. 相談・苦情解決

入居者からの相談や苦情等は真摯に受け止め、迅速に対応し、より良い支援と信頼の向上に努めます。

5. 個人情報保護

入居者に関する業務上知り得た個人情報は、入居者から同意を得たもの以外はこれを他に提供しません。また、漏えい防止など、個人情報の適正管理の周知徹底に努めます。

6. 介護保険制度などの有効活用

後期高齢者の増加に伴い、入居者の心身状態を考慮し、有効且つ効率的に介護保険等のサービスが利用できるよう、居宅介護事業所及び介護福祉各サービス事業所との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

7. 感染症対策

施設内での感染拡大を予防する観点から、感染症対策マニュアルの徹底により、ノロウイルスによる感染性胃腸炎やインフルエンザ等の予防に努めます。

8. 事故防止と安全対策

入居者の事故防止に努めるとともに、事故発生時には適切な対応を行います。なお、事故やヒヤリ・ハットの報告書に基づき、事故の発生原因の分析を行い事故の再発防止に努めます。

9. 防災対策

災害発生時における迅速な対応と入居者の安全の確保のため、消防計画に基づき年2回の総合防災訓練を実施するとともに、入居者に定期的な避難、救出その他の訓練を行うことにより防災意識の高揚を図ります。

10. 地域・家族との交流

(1) 入居者の希望を取り入れながら、地域行事への参加等の機会の確保に努めます。

(大江町文化祭・芸能大会・健康や介護予防に関する行事等への参加)

(2) 入居者と家族が交流できる機会の確保に努めます。(広報の送付等)

11. 職員の資質の向上

(1) 年間研修計画に基づく外部の各種研修会や職場内研修への参加を通して自己研鑽に励み、多様な福祉サービスに対応できるよう専門知識の修得に努めます。

(2) 職員倫理綱領の遵守を常に心がけ、誇りと責任をもって入居者の支援にあたります。

6. 居宅介護支援事業所

I 運営方針

8050問題や高齢化の進展、認知症高齢者の増加、核家族等による家族構成の変容など今日において社会は急激に変化しております。また、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめぐり高齢者の人口割合は増加していきます。重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送れるよう、利用者本人が自らの意思に基づき自立した質の高い生活を送ることができるように行政や医療との連携を図り、地域の資源を活用し計画的・総合的に継続した支援に努めます。

利用者や家族の個々のニーズに沿った、効果的かつ適切な支援計画を作成するとともに、必要とされる介護保険制度やサービス提供内容等を適切な方法でわかりやすく説明するよう心がけます。要介護者、ご家族とのコミュニケーションを重視し信頼関係の構築に努めます。

1. 要介護者が在宅で可能な限りその有する能力に応じて自立した生活ができるよう、個々の心身の状況や家族のニーズを把握し、満足していただける居宅介護サービス計画の作成により、要介護者の支援と介護者の負担の軽減に努めます。
2. 在宅における要介護者や家族に対して、適切かつ必要な情報を提供するとともに、支援サービスの提供が確保されるよう、関係市町、地域包括支援センター、各福祉サービス事業所、医療機関等と連携を図り、相談支援機能の充実と地域福祉の向上に努めます。
3. 要介護者に対して適切な介護サービスが実施されているか、利用者がどのような状況にあるかなどの把握に努めるとともに、計画と実施に乖離がないか見直しを行ない、サービス計画の変更が必要と認められた場合には担当者会議を実施します。

II 今年度の重点事項

1. 利用者が在宅で生活できる環境づくり
要介護者が地域の中で在宅生活が継続できるよう、利用者の声に耳を傾け、態様に応じた適切な介護サービスの提供に努めます。
2. 医療と介護の役割分担と連携強化
医療ニーズの高い利用者に対しては、医療と介護部門の役割分担を明確にしながら、訪問看護等の医療系サービス利用や、入退院時は医療機関と介護サービス事業所との連携を強化し切れ目のない支援に努めます。

3. 支援困難ケースへの対応

生活環境や家族関係の変化等によって、「認知症」「老老介護」「認認介護」「独居」などの支援困難なケースが多くなっています。行政・地域包括支援センターと連携を図り在宅生活を継続していけるように支援に努めます。

4. 地域ケア会議を通し、多職種共同による地域包括支援ネットワークの構築に努め個別ケースの課題分析等を行うことにより地域課題の把握と地域資源の開発につなげられるよう行政・地域包括支援センターと連携を図っていきます。

Ⅲ 支援内容

1. 相談支援と課題分析（アセスメント）

(1) 利用者への相談支援及びアセスメントにより、利用者の心身の状況や置かれている環境、利用者や家族の意向を把握し、解決すべき課題や生活行為等に対する可能性を抽出し、それらに基づく目標を設定するとともに、利用できるサービスの種類・内容・必要経費など、利用の仕方についての説明と情報を提供します。

(2) 居宅サービス計画書原案作成

利用者の心身の状況や置かれている環境、ならびに利用者や家族の希望等を考慮し、可能な限り自立した日常生活の継続と、家族の介護負担の軽減につながる居宅サービス計画を作成します。

2. サービス担当者会議の実施

利用者や家族及びサービス事業者によるサービス担当者会議において、利用者の生活への要望や課題を確認し、「支援チーム」でその思いを共有します。

3. 居宅サービス計画に基づくサービスの実施

各サービス事業者や家族等との連絡調整を図りながら、計画に基づいたサービスを実施します。

4. 計画実施状況の把握（モニタリング）と再課題分析

(1) 適切な介護サービスが実施されているか、利用者がどのような状況にあるかを把握するため、月1回は自宅訪問を行ないサービスの実施状況を確認します。

(2) ケアプランを変更する必要がある場合は、再アセスメントを行ない居宅サービス計画を見直し作成します。

5. 給付管理業務

(1) サービス事業所から提供されたサービスに関し、内容を確認し給付管理を行ないます。

(2) 毎月10日まで、前月の報酬を県の国民健康保健団体連合会に請求します。

6. 相談・苦情の対応

提供した居宅介護支援に対して苦情があった場合は、迅速かつ誠実にその対応を行ないます。また、サービス担当者会議においてもその内容を報告し、適切な対策を講じて

より良いサービスの提供と信頼の向上に努めます。

7. 個人情報の保護

利用者及び家族に関する業務上知り得た個人情報は、利用者及び家族から同意を得たもの以外はこれを他に提供しません。また、漏らすことのないよう周知徹底します。

8. 職員の資質・専門性の向上

介護保険制度の理解を深め、介護支援専門員としての業務を的確に行なえるよう、関係団体等が実施する研修や学習会に積極的に参加し、専門的知識の修得に努めます。

7. 障害者入所施設

I 運営方針

障害者総合支援法に基づき、利用者の人権を尊重し、複雑で多様な社会生活を送る障害者に対応できる新たな援助の視点を探求するとともに、その人らしさを保障する利用者主体の福祉サービスの創造と、地域社会における共生の実現に向けた取り組みを展開します。

「利用者本人の思いをどう実現していくか」ということを確認し、一人ひとりのニーズを支援し、本人の意思決定のもと、本人らしく輝けるような支援に努めていきます。また、利用者30名中17名が50歳以上を占め、年々高齢化、重度化が進んでおり、併せて精神疾患や自閉症等多様な障害特性に応じた専門的な支援が求められています。

それには、職員個々の能力開発や専門性の向上を図るため、各種研修等を実施し人材を育成するとともに、職員一人ひとりに高い倫理観と規範意識の保持を促し、信頼される組織運営を図ります。

1. 利用者支援の基本姿勢として、利用者に対して「説明と同意」と「受容と傾聴」を心がけるとともに、利用者の「自己決定」と「自己選択」を尊重し、利用者の主体性を重視した生活の質の充実に努めます。また、身元引受人の方や各関係機関等と連携を取りながら、支援サービスの充実に努めます。
2. 利用者支援については、ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者に寄り添い「共に生きる」ことを大切にし、利用者個々のニーズ、障害特性、社会生活能力、身体的・精神状態等の把握に基づいた個別支援計画により、利用者一人ひとりが自分らしく安心して生活ができるよう努めます。
3. 利用者の加齢に伴う身体的・精神的機能の低下に対応するため、日常における観察の強化と疾病の早期発見・治療に努めるとともに、医療機関との連携により健康管理の充実に努めます。

II 支援内容

1. 利用者支援

利用者の「自己決定」と「自己選択」の尊重と利用者の主体性を重視し、利用者個々の持てる力が発揮できるよう支援するとともに、利用者に寄り添い「共に生きる」ことを大切にして、施設での「本人活動」を継続的に支援します。

また、支援マニュアルや各種マニュアルの整備と見直しを継続して実施し、利用者の立場に立った質の高い支援サービスの提供に努めます。

(1) 個別支援計画の作成と実施

- ① 利用者の生育歴、障害特性、身体的・精神的状況、ニーズ等の把握に基づいた個別支援計画を作成し、利用者主体の支援に努めます。
- ② 個別支援計画の達成度の確認と、実施内容の見直しを計画的に実施します。

(2) 生活介護事業

- ① 日中活動においては、利用者個々が潤いと張りのある生活ができるように「社会参加」・「自己実現」・「自立支援」を支え、様々な支援内容を工夫して支援します。
- ② 利用者個々の状況に応じた入浴・排泄及び食事等の生活介護及び支援を行いません。

(3) 施設入所支援事業

- ① 夜間及び休日における支援については、入浴・排泄・食事等の生活介護及び支援、生活等に関する相談や助言、その他の必要な支援を行いません。
- ② 利用者が、利用者本人の希望による趣味活動を通して、楽しく充実した時間を過ごせるよう支援します。

(4) 短期入所事業

在宅の知的障害者を支えるため、介護者の疾病や介護疲れ、冠婚葬祭等の理由で短期入所事業を利用することにより介護者負担の軽減を図り、利用者が可能な限り在宅において生活が継続できるよう支援します。

(5) 日中一時支援事業

近隣の市町との委託契約により、在宅の知的障害者が日中の生活介護支援事業を利用することによって、可能な限り在宅での生活が継続できるよう支援します。

2. 健康管理・感染症対策

- (1) 利用者の加齢に伴う身体的・精神的機能の低下に対応するため、利用者の日常の健康状態の把握に重点を置き、毎日の健康チェックを行なうとともに、口腔ケアの実施、嘱託医や協力医療機関との連携及び各種健康診断の実施などにより、疾病の早期発見・治療に努めます。
- (2) 感染対策マニュアルの徹底により、新しい生活様式を取り入れた中で新型コロナウイルス感染症予防、ノロウイルスによる感染性胃腸炎やインフルエンザ等の感染症の未然防止を図るとともに、感染症の流行発生時には、予防対策を強化し、利用者への感染拡大の防止に努めます。

3. 食 事

- (1) 利用者の健康維持増進を図るとともに、季節感のある食事、行事食や選択食など、楽しく豊かな食事の提供に努めます。また、嗜好調査等を実施し、献立づくりに反映します。
- (2) 利用者の加齢に伴う身体機能の低下に対応するため、咀嚼力や嚥下機能の摂食状況を把握し、利用者個々の状況に応じた食事形態による食事を提供します。
- (3) 利用者の栄養及び健康状態の維持改善を図るため、栄養士・看護師・生活支援員が連携しながら、利用者個々の状況を考慮した栄養ケア・マネジメントを行いません。

4. 事故防止と安全対策

- (1) 利用者の事故等の未然防止を図るとともに、事故発生時には適切に対応します。
また、事故報告やヒヤリ・ハット等の原因・発生状況・頻度・時期的な傾向などの検証分析と防止対策により、事故の再発防止に努めます。
- (2) 年間消防計画に基づき防災訓練を定期的に行い、防災意識の高揚に努めるとともに、非常災害発生時には非常災害対応マニュアルに基づいて迅速に対応します。
- (3) 金銭の不祥事を未然に防止するため、「利用者所有の金銭等取扱要領」により現金・通帳・印鑑等の適正な保管管理に努めます。

5. 権利擁護

利用者がその人らしく自立した生活が送られるよう、利用者の人権を擁護する姿勢を保持する為に、生活安全委員会を中心に職員倫理綱領を遵守し、プライバシーの保護、利用者の権利擁護、虐待防止の推進に努め、障害を理由とする差別を禁止して支援します。また、権利擁護、虐待防止の研修に積極的に取り組み、人権意識の向上と知識や支援の向上を図ります。

成年後見制度の周知と利用の推進に努めます。

6. 身体拘束の禁止

利用者の安全配慮のうえで、生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動制限によらない支援に努めます。

7. 個人情報の保護

利用者及び家族に関する業務上知り得た個人情報は、法人が定める規程及び関係法令に基づいて処理し、利用者及び家族から同意を得たもの以外は他に提供しません。また、漏らすことのないよう周知徹底を図ります。

8. 苦情解決

利用者及び身元引受人等からの苦情や要望については、真摯に受け止め迅速に対応し、より良い支援の提供と信頼の向上に努めます。

9. 家族との連携

- (1) 身元引受人との連携の強化を図るため、身元引受人あてに利用者の日頃の生活状況や支援状況の報告（お便りの発送）を行ない、共通理解を深めることによって身元引受人と施設が連携して、利用者を支える体制づくりを図ります。
- (2) 行事の実施や家庭帰省、家族の面会を通して利用者と家族との絆を深めます。

10. 地域交流

- (1) 利用者が潤いある生活ができるよう、地域への買い物外出等を支援します。また、地域の方々と交流することにより、知的障害者への理解が深まるよう努めるとともに、ボランティア等を積極的に受け入れます。
- (2) 保育士等の福祉関係資格に必要な施設実習の場として、実習生の受け入れや福祉関

係団体の視察の場を可能な限り提供します。

1 1. 職員の資質向上

- (1) 職員倫理綱領の遵守を常に心がけ、権利侵害のない利用者主体の支援の提供に努めます。
- (2) 外部研修への派遣や職場内研修を実施し、多様な福祉ニーズに対応できるよう、専門的知識と技術の修得に努めます。

8. 障害者通所事業所

I 運営方針

1. 障害者総合支援法に基づき、就労継続支援 B 型事業所として知的障害者に生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な指導訓練、その他の支援に努めます。
また、利用者が「働く」喜びと他者から必要とされる誇りや存在感を得る機会のある場として、豊かな社会生活を送られるよう支援します。
2. 利用者への支援にあたっては、利用者に対して「説明と同意」、「受容と傾聴」を支援の基本姿勢として、利用者の自己決定の尊重と意思決定の支援や主体性を重視しながら、利用者の持てる力を引き出す支援に努めます。
また、利用者の権利擁護に努めるとともに、本人の思いに寄り添い、真摯な態度と誠意をもって支援します。
3. サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、利用者個々のニーズ、障害特性、社会生活能力、作業適性、身体的・精神的状況等の把握に基づいた個別支援計画を作成することにより、利用者一人ひとりが自分らしく日常生活・社会生活が送られるよう支援します。
4. 生産活動においては、「工賃向上計画」を作成し、花卉園芸及び縫製作業を主体に、顧客ニーズに応じた製品の開発や生産活動の見直しを図りながら生産性の向上に努めます。

II 事業内容

1. 支援サービス計画の作成と実施

(1) 個別支援計画

- ① 利用者のニーズ、障害特性、社会生活能力、作業適性、身体的・精神的状況等の把握に基づいた個別支援計画を作成し、利用者への説明と同意に基づいて、利用者が持てる力を発揮できるよう支援します。
- ② 利用者の個別支援計画の達成度の確認と実施内容の見直しを計画的（6ヶ月に1回）に実施し、必要に応じて変更を行ない、PDCAサイクルによる支援とその継続によって本人のニーズに適合した質の高いサービスの提供に努めます。

(2) 生産活動支援

利用者の適性に合った花卉園芸と縫製の作業班編成による生産活動のほか、農業と福祉の連携による受託作業等を通して、地域社会と関わりを持ち、生産活動の喜びの付与と作業態度の指導に努めるとともに、作業能力の向上を図ります。

(3) 就労移行支援

就労的自立を推進するため、関係機関への訪問や企業での実習を通して、就労に必要な基本的なルール、作業態度、作業遂行力、社会生活能力等の就労適応能力の育成を図ります。

(4) 生活支援

利用者主体による自治会活動や研修旅行、季節の行事及びクラブ活動等を通して、利用者自らが本人の意思により行動できる能力を高めるための支援に努めます。

2. 健康管理・感染症対策

(1) 利用者の毎月の健康チェックや各種健康診断の実施により、疾病予防、健康の維持増進、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

(2) 感染対策マニュアルの徹底により、新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎やインフルエンザ等の感染症の未然防止を図るとともに、感染症の発生時には予防対策の強化を図り、利用者への感染拡大の防止に努めます。

3. 食 事

季節の行事や季節感のある食事、選択食、利用者の希望を取り入れた食事など、楽しく豊かな食事の提供に努めます。また、嗜好調査等を実施し献立づくりに反映します。

4. 事故防止と安全対策

(1) 建物・機械設備・備品等が安全に使用できるよう、定期的な点検と保守管理を実施するとともに、日常的な清掃及び業者による定期的な清掃により、衛生的で快適な作業場環境の確保に努めます。

(2) 利用者の事故等の未然防止のための教育を実施します。また、災害や事故、利用者の急変時には適切に対応するとともに、事故報告やヒヤリ・ハット等の原因や発生状況等の検証分析と防止対策により再発防止に努めます。

(3) 年間消防計画に基づき、火災や水害・土砂災害等を含む非常時を想定した防災訓練を実施し、防災意識の高揚に努めるとともに、非常災害発生時には非常災害対応マニュアルに基づいて迅速に対応します。

(4) 金銭の不祥事を未然に防止するため、現金・印鑑等の適正な保管管理に努めます。

5. 権利擁護と虐待防止

利用者が自立した生活が送られるよう、生活安全委員会を設置するとともに、職員倫理綱領を遵守し、人権の尊重、プライバシーの保護、虐待防止を推進し、障害を理由とする差別を禁止した支援に努めます。

6. 個人情報の保護

利用者及び家族に関する業務上知り得た個人情報は、法人が定める規程及び関係法令に基づいて処理し、利用者及び家族から同意を得たもの以外は他に提供しません。また、漏らすことのないよう周知徹底します。

7. 苦情解決

利用者や家族からの苦情・要望については、真摯に受け止め迅速に対応し、より良い支援の提供と信頼の向上に努めます。

8. 家族との連携

- (1) 電話や連絡帳の活用により利用者の支援状況の連絡を行ない、家族との共通理解と連携の強化に努めます。
- (2) 家族会による行事への参加や機関紙の発行を通して、家族との連携を図ります。

9. 日中一時支援

近隣市町に在宅している知的障害者を支えるため、障害者通所事業所の機能を生かし、生産活動を中心とした福祉的就労の機会として、日中一時支援サービスを提供します。

10. 職員の資質の向上

- (1) 外部研修会への派遣や職場内研修を実施し、多様な福祉ニーズに対応できるよう専門知識や技能の取得に努めます。
- (2) 職員倫理綱領を遵守し、権利侵害のない利用者主体の支援の提供に努めます。

9. 居宅介護事業所

I 運営方針

利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、居宅において排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。また、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する方に対し、居宅において居宅介護同様のサービスを提供するとともに、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

II 支援内容

1. 居宅介護

(1) 身体介護

居宅サービス計画等に基づき、居宅において行う入浴、排泄及び食事等の介護を行います。

(2) 家事援助

居宅サービス計画等に基づき、居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の家事を行います。

2. 重度訪問介護

(1) 身体介護

居宅サービス計画等に基づき、居宅において行う入浴、排泄及び食事等の介護を行います。

(2) 家事援助

居宅サービス計画等に基づき、居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の家事を行います。

3. 衛生管理

感染対策マニュアルの徹底により、ノロウイルスによる感染性胃腸炎やインフルエンザ等の感染症の未然防止を図るとともに、感染症の発生時においては予防対策の強化を図り、利用者への感染拡大の防止に努めます。

4. 事故防止と安全対策

利用者の事故等の未然防止のための教育を実施します。また、災害や事故、利用者

の急変時には適切に対応するとともに、事故報告やヒヤリ・ハット等の原因や発生状況等の検証分析と防止対策により再発防止に努めます。

5. 権利擁護と虐待防止

利用者が自立した生活が送られるよう、職員倫理綱領を遵守し、人権の尊重、プライバシーの保護、虐待防止を推進するとともに、障害を理由とする差別を禁止した支援に努めます。

6. 個人情報の保護

利用者及び家族に関する業務上知り得た個人情報は、法人が定める規程及び関係法令に基づいて処理し、利用者及び家族から同意を得たもの以外は他に提供しません。また、漏らすことのないよう周知徹底します。

7. 苦情解決

利用者や家族からの苦情・要望については、真摯に受け止め迅速に対応し、より良い支援の提供と信頼の向上に努めます。

8. 障害福祉サービス事業者等及び家族との連携

市町村、他の障害福祉サービス事業者等との連絡を密にしながら、より利用者の支援状況を把握し、家族との共通理解と連携の強化に努めます。

9. 職員の資質の向上

外部研修会への派遣や職場内研修を実施し、多様な福祉ニーズに対応できるよう専門知識や技能の研鑽に努めます。

10. 特定相談支援事業所

I 運営方針

特定相談支援事業所は、障害福祉サービス等の利用を希望する人や当該市町からの依頼により、総合的かつ効率的に障害福祉サービス等が提供されるよう、基本相談支援及び計画相談支援を行ないます。

また、本人が望む暮らしを支え、必要なサービスの提供を確保して行くため、関係市町、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連携を図りながら、相談支援機能の充実と地域福祉の向上に努めます。

II 支援内容

1. 基本相談支援

本人及び家族等からの相談に応じ、日常生活全般を支援する観点から市町及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行い、必要な情報提供や助言を行います。

2. 計画相談支援

「サービス利用支援」と「継続サービス利用支援」からなり、自らの生活について計画を立てることや、サービス等利用調整が困難な障害者に対して、ケアマネジメントプロセスに沿って本人の意思と同意のもとに計画を作成し、その計画に沿った支援を実施し、定期的なモニタリングの実施やそれに伴う計画の見直しを行いながら継続的に支援します。

(1) サービス利用支援

障害者の心身の状況やその置かれている環境等を勘案し、利用する障害福祉サービスや相談支援の種類・内容等を定めてサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、障害福祉サービス事業所等との連絡調整を行うとともに、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画を作成します。

(2) 継続サービス利用支援

サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証(モニタリング)し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

3. 苦情解決

提供した支援内容に対して利用者及び家族から苦情や要望の申し出があった場合は、

真摯に受け止め迅速かつ誠実に対応します。また、サービス担当者会議においてその内容を報告し、適切な対策を講じてより良いサービスの提供と信頼性の向上に努めます。

4. 個人情報の保護

利用者及び家族に関する業務上知り得た個人情報は、利用者及び家族から同意を得たもの以外はこれを他に提供せず、外部に漏らす事のないよう周知徹底します。

5. 職員の資質と専門性の向上

相談支援専門員としての業務を的確に行えるよう、関係団体等が実施する研修や学習会に積極的に参加し、専門的知識の修得に努めます。

11. 食事提供

I 運営方針

安全で安心な食事の提供を基本とし、利用者の健康と嗜好を考えたバランスの取れた献立作成、及び利用者を楽しんでいただける食事内容に努めます。また栄養ケア・マネジメントや嗜好調査を通し、利用者の年齢や心身の状況、栄養状態、嚥下機能、摂食状況に考慮した食事形態による食事を提供します。なお、食事療法を必要とする利用者への食事の提供に当たっては、主治医師、医務部門、介護部門、支援部門との密接な連携を図りながら提供します。食中毒、感染症の予防として、委託業者とともに食品衛生及び厨房内の衛生管理を徹底して行います。

II 支援内容

1. 特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所

- (1) 利用者個々の咀嚼力や嚥下機能、摂食状況を考慮し、個々に応じた食事形態で提供します。誤嚥の少ない食事形態を委託業者と協議しながら検討していきます。
- (2) 栄養ケア・マネジメントを行ない、生活相談員、介護支援専門員、看護師、介護員と連携しながら、利用者の栄養及び健康状態の維持改善を図ります。低栄養リスクが低リスクの利用者は維持できるよう、中リスク、高リスクの利用者は低リスクへ近づくよう支援します。

2. 老人デイサービス事業所

適時適温による食事サービスに努めるとともに、利用者がより楽しい食事が出るよう、季節感のある食事やおやつを提供します。

3. ケアハウス（軽費老人ホーム）

入居者の年齢・健康・嗜好を考慮しながら、季節感のある食事を提供します。行事食時は器や盛付け等にも心を配り、目でも楽しめる食事の提供に努めます。

4. 障害者入所施設

- (1) 利用者の健康維持増進を図るとともに、季節感のある食事や選択食、行事食など楽しく豊かな食事の提供に努めます。
- (2) サービス管理責任者、看護師、支援員と連携しながら栄養ケア・マネジメントを行い、利用者個々の状況に応じた食事形態で提供します。

5. 障害者通所事業所

季節の行事食や選択食など、楽しく豊かな食事の提供に努めます。また、作業の間の栄養補給となるよう、満足のいく食事を提供します。

